

令和7年度さいたま市 民設放課後児童クラブ保護者助成金について

下半期用（10～3月分）パンフレット

さいたま市では、民設放課後児童クラブに入所している一定要件を満たす児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に助成金を交付します。助成の内容は以下のとおりで、助成を受けるには申請が必要です。今回は令和7年10月～令和8年3月分の利用料について助成を行います。

1 助成の対象

(1) さいたま市から委託を受け放課後児童健全育成事業を実施している民設放課後児童クラブに入所している、市内在住の児童を持つ保護者で、以下のいずれかの区分に属する世帯。

区分	助成の対象となる方		
A	生活保護受給世帯（単給世帯含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯		かつ 民設放課後児童クラブの事業者が発行する「利用料完納証明書」により、 <u>利用料の未納額がないと証明された方</u>
B	令和6年分の所得税非課税世帯	令和6年度（令和5年分）の市区町村民税が <u>非課税</u> の世帯 ※1	
C	世帯	令和6年度（令和5年分）の市区町村民税が <u>課税</u> の世帯 ※1	
D	児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難した世帯。 ※2		

※1 各階層における**市区町村民税**とは、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、**所得税**とは、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ**控除する前の税額**をいいます。

※2 区分Dは、事由の生じた日の属する月の翌月から通算して、全焼、全壊、半焼、半壊については6月、水損（床下浸水を除く）については3月、災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難したときについては12月を限度とします。詳しくは、放課後児童課へお問い合わせ下さい。

(2) 月の途中で入退所の場合、放課後児童クラブの在籍日数がその月の15日以上（土・日を含める）あれば、その月も助成の対象になります。

(3) 申請時に既に退所していても、在籍期間については助成の対象になります。

2 申請と交付の時期

(1) 申請期間 **令和8年3月16日(月)～3月30日(月)**

※土・日・祝・休日は受け付けしていません(28日、29日は受け付けます)

(2) 申請書提出先 区役所の支援課 児童福祉係

(3) 助成金交付時期 5月下旬(予定)

※令和7年度上半期(令和7年4月～9月)で交付決定になった方も、令和7年度下半期の助成金の交付を受ける場合、改めて申請が必要です。

3 申請に必要な書類

- ①申請書→民設放課後児童クラブ保護者助成金交付申請書(様式第1号)
- ②完納証明書→民設放課後児童クラブ利用料証明書(様式第2号)
- ③保護者及び同居の祖父母全員の課税状況等を証明する書類
(上半期にBまたはC区分で交付決定になった方は、③の書類は提出不要です。)

前ページの区分によって必要書類が異なります。下の表にしたがって、用意してください。

区分	助成金額(月額) ※3	上の③の必要書類	
A	10,000円	㊦生活保護受給証明書 ㊧支援給付受給証明書 のいずれか1つ ※4 ※「生活保護の受給証」では受付できません	
B	10,000円	㊦+㊧ または ㊨+㊩ のいずれかの組み合わせ	
		㊦所得税額が分かる書類(保護者及び同居の祖父母の令和6年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えなど)	市区町村民税額の分かる書類 ㊧保護者及び同居の祖父母の令和6年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明) ※5 ㊨令和6年1月1日にさいたま市民だった方は令和6年度市民税課税資料の閲覧の同意書
C	8,000円	㊦+㊧ または ㊨+㊩ のいずれかの組み合わせ	
		㊦所得税額が分かる書類(保護者及び同居の祖父母の令和6年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えなど)	市区町村民税額の分かる書類 ㊧保護者及び同居の祖父母の令和6年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明) ※5 ㊨令和6年1月1日にさいたま市民だった方は令和6年度市民税課税資料の閲覧の同意書
D	①全焼・全壊10,000円 ②半焼・半壊5,000円 ③水損(床下浸水除く)3,000円 ④災害対策基本法等の避難指示等でさいたま市に避難した世帯10,000円	児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けたことを証明する書類、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難したことを証する書類	

※3 入所児童の保護者から徴収する月額利用料(おやつ代、昼食代、行事代等に係る費用や保育時間延長による加算費用を除く。)が助成金の額を超えない場合は、当該児童に係る月額利用料を助成金の額とします。

※4 保護者が里親等である世帯におかれましては、放課後児童課まで御相談ください。

※5 令和6年1月1日にさいたま市に居住していた方で㊨「令和6年度市民税課税資料の閲覧の同意書」を署名の上御提出いただける方は、㊧「令和6年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明)」の提出の必要はありません。令和6年1月1日にさいたま市に居住していなかった方は、令和6年1月1日に居住していた市区町村で発行される「令和6年度市民税・県民税 所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明)」を提出してください。

※申請後、所得税の修正申告等により申請内容に変更が生じる場合は、速やかに変更届と変更後の書類を提出してください。また、虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けた場合には、助成金の交付を取り消します。これらの変更や取消しにより返還金が生じる場合は、期限を定めて助成金を返還していただきます。

4 申請の流れ

①下記の提出期間に間に合うように	添付書類の取得 児童クラブで「民設放課後児童クラブ利用料完納証明書(様式第2号)」に証明をもらう。その他、2ページの区分(A~D)によるそれぞれの添付書類を用意してください。
②3月16日(月)~3月30日(月) 土日祝日は除く (28日、29日は受付しません)	申請書類(添付書類を含む)の提出 各区役所の支援課に提出してください(郵送可)。
③5月下旬以降	助成金の振込み 申請書に基づき交付額を決定し、放課後児童課から「民設放課後児童クラブ保護者助成金交付(不交付)決定通知書」を送付します。 交付決定を受けた方の申請書に基づき、指定された口座に助成金を振込みます。

5 書類の提出先

各区役所の支援課 児童福祉係にご提出ください

	郵便番号・所在地	電話番号	FAX 番号
西 区	〒331-8587 さいたま市西区西大宮 3-4-2	048 (620) 2661	048 (620) 2766
北 区	〒331-8586 さいたま市北区宮原町 1-852-1	048 (669) 6061	048 (669) 6166
大宮区	〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1	048 (646) 3061	048 (646) 3166
見沼区	〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町 12-36	048 (681) 6061	048 (681) 6166
中央区	〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5-7-10	048 (840) 6061	048 (840) 6166
桜 区	〒338-8586 さいたま市桜区道場 4-3-1	048 (856) 6171	048 (856) 6276
浦和区	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048 (829) 6139	048 (829) 6239

南 区	〒336-8586 さいたま市南区別所 7-20-1 (サウスピア 5 階)	048 (844) 7171	048 (844) 7276
緑 区	〒336-8587 さいたま市緑区中尾 975-1	048 (712) 1171	048 (712) 1276
岩槻区	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館 3 階)	048 (790) 0162	048 (790) 0266

6 問い合わせ先

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 運営支援係

電話番号 048 (829) 1717

FAX 番号 048 (829) 2516